

第31回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成 25 年 4 月 15 日（月） 14:58～17:37

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 西郷浩、竹原功、中村洋一

（専 門 委 員） 野辺地勉

（審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長
ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか

4 議 題 経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査の変更について

5 議事録

○廣松部会長 定刻より 1、2 分前でございますが、皆様おそろいのようにございますので、ただ今から第31回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

私は、本部会の部会長を務めます廣松と申します。よろしくお願ひいたします。

今回の部会では、3月28日の第63回「統計委員会」において総務大臣から諮問されました、経済センサス－基礎調査及び商業統計調査の変更についての審議を行います。

今回、審議に参画いただく委員及び専門委員につきましては、配布資料の参考 1 として部会員等名簿が配布されております。本部会では、北村委員が部会長代理となっておりますので御承知おきいただければと思います。

本日は、本件に関しての第 1 回目の部会ということでもありますので、委員、専門委員、審議協力者として参画いただく各府省等の順で簡単に自己紹介、御挨拶をお願いしたいと思います。本日、御出席いただいている方の一覧は座席表の次に配布しておりますので、御覧いただければと思います。

なお、本日は、北村委員と菅専門委員が欠席でございます。

それでは、出席者一覧の順番に参りたいと思います。

先ほども申し上げましたが、私は、情報セキュリティ大学院大学の廣松と申します。この部会の部会長を務めさせていただきます。後ほど説明があるかと思いますが、今回の部会審議は6回ないし7回という長丁場でございますが、どうぞ皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

では、続きまして西郷委員の方からお願いします。

○西郷委員 早稲田大学の西郷と申します。よろしくお願いいたします。

○竹原委員 ニッセイ基礎研究所の竹原でございます。よろしくお願い致します。

○中村委員 法政大学の中村でございます。よろしくお願いいたします。

○野辺地専門委員 太陽ASG有限責任監査法人の会計士の野辺地と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○廣松部会長 ありがとうございます。審議協力者の方、お願いします。

○内閣府 内閣府の経済社会総合研究所の葛城と申します。よろしくお願い致します。

○財務省 財務省大臣官房で統計の窓口を担当しております山川と申します。よろしくお願い致します。

○厚生労働省 厚生労働省の野地と申します。よろしくお願い致します。

○農林水産省 農林水産省の齋藤と申します。よろしくお願い致します。

○経済産業省 経済産業省の上野と申します。よろしくお願い致します。

○国土交通省 国土交通省の平沢と申します。よろしくお願い致します。

○国土交通省 同じく国土交通省の建設統計の方をやっています、伊藤です。よろしくお願い致します。

○日本銀行 日本銀行の吉野でございます。よろしくお願い致します。

○東京都 東京都の産業統計課長の川村でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○埼玉県 埼玉県の統計課長の中川と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○大阪府 大阪府庁の中岡でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

最後に事務局から御挨拶をお願いしたいと思いますが、この4月から山田審査官が着任されておりますので、山田審査官から御挨拶をお願いいたします。

○山田総務省政策統括官付統計審査官 統計審査官に就任いたしました、山田でございます。至らぬ点多々あるかと思いますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○清水統計委員会担当室参事官 内閣府統計委員会担当室の参事官をしております、清水と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 事務局を担当いたします、政策統括官室の坂井と申します。よろしくお願い致します。

○木村総務省政策統括官付副審査官 同じく政策統括官室の木村でございます。よろしくお願い致します。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 同様に政策統括官室の川原と申します。よろしくお願ひします。

○下川総務省政策統括官付整備統計専門官 同様に政策統括官室の下川と申します。よろしくお願ひします。

○廣松部会長 どうもありがとうございました。皆様方、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

調査実施者側の方からも、一言ずつ御挨拶を頂ければと思います。

佐藤課長の方から順番にお願ひいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 ビジネスレジスターと経済センサー基礎調査を担当しております、佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○深田総務省統計局統計調査部経済課長補佐 統計局経済基本構造統計課の深田と申します。よろしくお願ひいたします。

○吉田総務省統計局統計調査部経済課長補佐 同様に課長補佐を務めます吉田です。よろしくお願ひします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 経済産業省調査統計グループ構造統計室の若林と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○武田経済産業省大臣官房調査統計グループ参事官補佐 経済産業省で商業統計を担当しております、武田と申します。よろしくお願ひいたします。

○廣松部会長 どうもありがとうございました。

審議に入ります前に、最初に一言お断り申し上げますが、本日の部会は18時までを予定しておりますが、審議案件が多数ございますので18時を若干過ぎる場合もあるかと存じます。その場合、既に御予定のある委員におかれましては、途中で退席していただければ結構でございます。

その上で、部会審議の方法につきまして、皆様の御了解を得ておきたいと思ひます。御承知かと思ひますが、統計調査の実施の根拠法であります統計法では、統計調査の計画の承認の基準が定められており、総務省政策統括官室がその基準に即して事前に審査をした結果が、資料4「審査メモ」として示されております。本日は、この審査メモに沿って審議を行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

では、まず初めに、本日の配布資料及び今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願ひいたします。

○木村総務省政策統括官付副審査官 それでは、事務局から資料につきまして簡単に御説明いたします。

まず初めに、議事次第の裏面を見ていただきますと配布資料一覧が書いてございます。資料1から5まで、参考と致しまして参考1及び参考2の資料をお手元にお配りさせていただいております。御確認のほどよろしくお願ひいたします。

次に、全体の審議スケジュールでございますが、お配りしております東になっておりま

す資料の一番最後のページを見ていただければと思います。参考2という資料がついてございます。これを見ていただければ分かりますとおり、全体と致しまして本日のを含め計6回ないし7回の部会審議を予定いたしております。

まず、本日、第1回目でございますけれども、1回目の本日の進め方といたしましては、最初に事務局から諮問の概要を御説明いたします。次に、調査実施者から調査の目的、概要、変更内容等につきまして説明を頂きます。さらに、事務局から審査メモを説明いたします。その後、審査メモに即した審議をお願いいたします。

次回、4月23日以降の進め方でございます。第2回目でございますが、本日、第1回目の部会で委員の皆様方から出されました意見・質問のうち、検討等を要するということでその場で回答できなかった事項、部会終了後に委員の皆様からメール等で寄せられました意見等がございましたならば、それらにつきまして2回目の冒頭、御説明をお願いしたいと思います。その後、審査メモに即した審議を行っていただきます。

3回目、4回目、5回目につきましては、今、申しあげました2回目と同じ流れで進行させていただければと考えております。

また、5回目、5月29日でございますが、このときにはできれば答申案を提示させていただき、御審議いただければと考えております。

6回目、6月5日につきましては、答申案の取りまとめをできればと思います。

7回目、6月14日でございますが、一応、予備日として設定させていただいております。6回目までに答申案の取りまとめに至らない場合に、追加で開催させていただくこともあり得るかもしれないということでございます。

以上の部会審議を経た上で、6月21日に開催予定の統計委員会に答申案をお諮りいたした上で答申を頂きたいと考えております。

なお、審議に当たりましては、統計調査の計画の承認の基準として統計法で示されている3つの観点、1つ目としましては、基幹統計の作成目的に照らした必要性及び充分性の観点、2つ目としましては、統計技術的な合理性及び妥当性の観点、3つ目としましては、他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性の観点、これらを中心に御審議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。まず、統計委員会の諮問の概要について、事務局の坂井企画官から説明をお願いします。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 それでは、事務局である政策統括官室から御説明いたします。

あらかじめ申しますと、統計法第9条では、総務大臣、実質的には政策統括官室ですが、調査実施者から申請があれば統計委員会の意見を聴くこととされておりまして、今回この場で御説明するのは審査部局の立場でもありかつ諮問者の立場でも御説明させていただく

ものです。

資料1-1を御覧ください。諮問の内容ですが、ここに記載されているとおり、経済センサス-基礎調査と商業統計調査の調査計画の変更案でございます。

今回、同一諮問とさせていただいたのは、両調査の調査対象及び実施時期が重複しますことから、報告者負担の軽減及び地方公共団体の事務負担を考慮しまして、一体的に実施することとしたためです。

なお、両調査の調査計画の変更の詳細ですが、後ほど調査実施者である総務省統計局及び経済産業省からそれぞれ詳細に説明があると思いますので、政策統括官室と致しましては両調査の概要、関係性及び基礎調査の変更事項のうち総売上高の把握の理由等々につきまして、簡単に補足説明させていただきます。

まず、1点目と致しまして両調査の概要ですが、恐れ入りますけれども、資料1-3の下の方の図を御覧ください。ここで経済構造統計となっておりますけれども、その立ち上げ期におきましては、事業所・企業の捕捉に重点を置き、基礎的事項を把握することを目的としました経済センサス-基礎調査と、基礎調査により整備された母集団情報を基に致しまして、経理項目の把握を目的とします経済センサス-活動調査の2調査から構成されております。それぞれ21年と24年に既に実施されております。

なお、今回26年の基礎調査の諮問でございますが、先の基本計画で、企業の親子関係等を把握するとされたことを踏まえた計画の変更と承知しております。

一方、商業統計調査ですが、資料1-7を御覧いただきながらお聞きいただきたいのですが、商業統計調査の目的は、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に実施されております。従来は、5年ごとの本調査とその2年後に実施します簡易調査で構成されておりましたが、簡易調査自体が経済センサス-活動調査の創設に伴い廃止された関係から、活動調査の2年後に本調査を実施することと変更されております。この結果、26年調査は本調査年に当たります。

以上のとおり、経済センサスを媒介として両調査は相互に関連している関係でございます。

2点目として、基礎調査の調査事項の変更のうち総売上高の把握についてです。

資料1-2の1ページを御覧いただきたいのですが、中ほどのアを御覧ください。先ほど私の方から、基礎調査は事業所・企業の捕捉に重点を置いて実施されるという御説明をさせていただきましたが、26年基礎調査に関しまして統計局は、「【説明】」のところでございますけれども、①と致しまして、事業所母集団データベースの補完と位置付けるという話と、②と致しまして、各種統計調査の標本設計の可能性拡大のための意欲的取組の一つということを主な理由としまして、今回25暦年の総売上高を把握したいとされております。

①については、書いてございますとおり事業所母集団データベースが運用初期段階であるということで、最新のデータを整備しましてその有用性の向上を図りたいということで

すし、そういう意味で利活用のための環境整備の一環に資するものと考えられます。

また、②につきましては、標本設計の可能性の拡大を探るための一つの意欲的な検証と考えられます。

なお、資料には書いてございませんけれども、総売上高の把握というものが、今後、経済構造統計の確立に向けた総売上高把握方法とか、把握状況についての評価検証のための必要なデータの捕捉に資する効果もあるのではないかと、これはあくまで結果的ですが、そういうものも期待されるところでございます。

以上を総合して考えますと、基礎調査の目的との関係は整理が必要ですが、必要な試行錯誤の一つであるということをご否定するのは、諮問者としては難しいかなと考えております。

3点目ですが、統計法第9条第4項の規定に基づく承認をする上で、本委員会及び部会において御審議いただきたい主な検討課題の一つでございます。

資料1-2の4ページの下「2 審議すべき重点事項」のところを御覧ください。今回の26年基礎調査における総売上高の把握ですが、必要な試行錯誤の一つと位置づけられるものの、一方で、既に実施されている他の基幹統計調査でも、同時期に総売上高が把握されているということでございます。他の基幹統計調査の重複による報告者側の負担の増加、あるいは実査を担当される地方公共団体における実査事務への影響、あるいは既に把握できているものにも影響を及ぼすという捕捉率や回収率の低下に伴う事業所母集団データベース自体の質の低下ということに関しまして、種々の検討課題が想定されます。この観点から、データベースの有用性と統計の質の低下の懸念の双方につきまして、本部会では十分検討いただくことが必要かと考えております。

最後に4点目ですけれども、主な検討事項の2点目で、前回答申への課題の対応についてです。資料1-2の4ページ目を御覧ください。

経済センサス-基礎調査については、前回答申時の課題を頂いております。これは審議の前提でありますので、特段ここには記載しておりませんが、具体的には資料1-11を御覧いただきたいと思っております。5ページ目の「2 今後の課題」のところでございますけれども、ここに「総務省は、今後の行政記録情報の活用の進捗状況を踏まえ、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備に資する基礎調査の今後の在り方について、検討する必要がある」とされてございます。これは、経済構造統計と関連します基幹統計全般の在り方とも関係する課題と認識しておりまして、実際この点につきましては統計委員会の樋口委員長からも、体系的整備という観点から、将来の方向性を見据えて慎重かつ十分な検討をしてほしいという御指摘を頂いております。

次に、資料1-12を御覧いただきたいのですけれども、2ページ目の「2 今後の課題」のところでございます。ここに4点ほど、前回の商業統計調査の諮問の際の課題を頂いております。今回の一体的調査につきましては、経済産業省からは、これらの課題は一応クリアされたとの御説明を受けておりますが、この点も含めまして今回の部会で御議論いた

だきたいということでございます。

統括官室からは以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

続きまして、今回の経済センサスー基礎調査及び商業統計調査について、その目的、概要、変更計画及び前回平成20年答申における今後の課題への対応等について、統計局統計調査部経済基本構造統計課の佐藤課長と、経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室の若林室長から説明をお願いしたいと思います。

なお、説明していただいた後、資料4の審査メモにおいて具体的な変更内容、今後の課題の対応などについて議論をいたしますので、簡潔にお願いできればと思います。

では、佐藤課長、よろしくお願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 改めまして総務省の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

今、座長から御指示がありました説明についてですが、お手元の資料の右上に資料1-4というものがございますので、資料1-4以降を用いましてポイントを説明させていただきたいと思います。それから、調査票の内容などが資料2の方に一緒に入っておりますので、お手数でございますけれども、適宜参照しながら説明させていただきたいと思っております。

では、お手元の資料1-4から説明させていただきます。まず、経済センサスー基礎調査の目的がそこに書いてございます。

まず1つが、事業活動、企業の活動を調査し、データベース等の母集団情報を整備する。母集団情報と申しますのは、住所情報プラス標本設計等に用いるいろいろな事業所・企業の属性情報。規模に関する情報だとか、その事業所・企業の経済の規模に関する情報だとか、幾つかを取り込むということでございます。それプラス事業所・企業の産業等、従業者規模等の基本的構造を、全国、地域別に明らかにする。今までそういうことを掲げながら調査しておりまして、経済センサス - 基礎調査という形では今回が2回目ということでございます。

お時間の関係もございますので、基本的な変更点について、次の1-5の方に移らせていただきまして、簡単にポイントを説明させていただきたいと思います。

資料1-5でございますが、まず変更点としまして「商業統計調査との一体的実施」ということでございます。全国基礎調査ベースで申し上げますと、国及び地方公共団体の事業所も入れまして630万余の事業所がございます。そのうち商業は170万余ございます。それらを一体となって調査するということでございます。商業統計調査は、今回本調査ということでございますので、調査票等については、それらの2つの調査が一体的に実施できるような設計にしたいと思っております。

2番目の変更点としまして、「確度の高い調査区内事業所名簿の作成」ということでございます。調査方法としまして、複数の事業所から成るものにつきましては、我々は本社

一括調査と呼んでいます。本社を通じて傘下の事業所の情報も含めて調査する。あと、単独事業所や新設の事業所等については、調査員が調査区内を網羅的に調査する。そういう2つの系統を考えておりますので、調査を始めるに当たってそれらをきちんと切り分けておく必要があるということがございますので、調査の前年に、複数の事業所から成る約二十数万の企業に郵送で照会しまして、諸情報等を適切に収集するという形を考えております。これについてはまた論点のところでも御説明しますが、できるだけ記入者負担等のないような形で効率的に実施したいと考えているところでございます。

それから、「調査事項の変更」といたしまして、基本的な調査票の中身は資料2-4という形で付いております。資料2-4の調査票は、一体的実施ということでございますので先頭に経済センサス基礎調査、商業統計調査という形で2つの調査名を掲げさせていただいております。

「調査票A」と申しますのは、複数の事業所ではなくて単独の事業所から成るところに調査するものでございますけれども、基本的な考え方は同じでございます。この中の裏面の8の事業所・企業の総売上高、これは単独の事業所を想定しておりますので「事業所又は組織全体の」と書いてございますけれども、8の年間総売上又は収入の定義につきましては、活動調査と同様の考え方をとる手はずでございます。これについて、1つ調査事項をプラスしております。

ほかの調査事項につきましては、これまでの考え方を踏襲しているということでございます。

また資料1-5に戻っていただきたいと思っております。資料1-5で「調査方法の変更」ということで、今回、民営の事業所と国・地方公共団体の事業所の両方を全て網羅的に調べるわけでございますけれども、民営事業所を調査します甲調査におきましては、左側に書いてありますのが前回のやり方でございます。先ほど申し上げました、我々は本社一括調査と呼んでおりますけれども、複数の事業所から成る会社、法人組織につきましては、それぞれの活動範囲に応じまして本社一括調査をやっていたということでございます。それぞれ市町村、都道府県、総務省、場合によっては調査員が本社一括調査をやっていたということでございますが、これを一元的に、調査票の配布、第1陣の回収につきましては、民間事業者を介しまして束ねて行うというのが右側でございます。

あと、督促や回収については、最終的にはまた持分に応じて行うことを考えております。形式的にはそれぞれの持分がございまして、基本的な流れとしては、民間業者を通じまして束ねて行うという形を考えております。資料2-4のところは、そのようになっているということでございます。

あと、大きな変更点としましては、前回は本社一括調査の一部分についてオンラインをやっていましたが、今回は全ての本社一括調査分、調査員が調査する部分につきましてもオンライン調査を全面的に導入したいと考えているところでございます。これが大きな調査方法の変更点ということでございます。

最後に「調査票の種類の変更」ということで、左側の枠の中に「調査票A」「調査票B」「本社等確認票」というものがございますが、調査員調査のときに、単独事業所の部分については基本的にAを配る。支社等については、本社等確認票というのを配って本社に書いてもらって、本社から回答をしているかどうかは事後的に確認するという形にしておりました。調査票Bと申しますのは、一括調査を行う本社に対して傘下の事業所を書いてもらうような形で、調査票Bというものをういていたということでございます。

A、Bの使い方は違いますが、左側が旧来のやり方で、右側の今回は商業と一体的実施ということでございますので調査票が3種類ございまして、Aが単独事業所の商業項目なし、調査票Bが単独事業所の商業項目あり、調査票Cというものがセンサスと商業関係一体的な調査票として設計しまして、企業の部分と事業所の部分、本社一括調査を行う分というように、できるだけシンプルに行いたいと考えているところでございます。

AとBにつきましては、あらかじめ活動調査等、その後の行政情報等で更新しました情報を基に、商業項目ありなしについてAとBを配り分けるという形をとる予定でございます。これが調査票の大きな変更点でございます。

調査票につきましては資料2にございまして、ここではお時間の関係もありますので説明は割愛させていただきます。

あと、お手元の資料1-6でございませけれども、調査結果の利活用ということでございます。地方税法等の法令上の利用、中小企業白書を含めたさまざまな経済施策、雇用関係、東日本大震災関係と利用されております。あと、国民経済計算の関係、県民経済の関係でも利用されています。一番最後の3の(3)、母集団情報としていろいろな調査の名簿としても利用されているということでございます。

あと、前回の答申のときに、課題ということを書いてあるということでございます。それがお手元の資料1-11の5ページ目ということで、これは答申が平成20年8月ということでございますけれども、今後の在り方について検討する必要があるということございしましたが、センサスの当面の実施方針につきましては、その後、平成21年3月に閣議決定されたいわゆる基本計画の中では、26年調査につきましては基礎調査として実施する。母集団の関係の事業所に関する属性情報や親子関係なども含めて経済センサスー基礎調査を実施するという形で、当面の方針につきましては基本計画の中で述べられているところでございます。

私の方からの説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、続きまして若林室長の方から、商業統計調査に関してお願いいたします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、商業統計調査につきまして御説明申し上げます。

資料1-7を御覧ください。先ほども説明がありましており、調査の目的ですが、こちらの方は、商業事業所の分布状況ですとか販売活動などの商業の実態を明らかにするこ

とを目的として調査を実施しているものでございます。

こちらは昭和27年に調査を開始して以来、昭和51年までは2年ごとに、平成9年までは3年ごとに実施していたものでございます。平成9年以降は5年ごとに本調査を行っておりまして、その中間年、本調査の2年後なのですけれども、そちらで簡易調査を実施してきた。そして、平成19年に本調査を実施したところでございます。

その後、経済センサスの創設に伴いまして、商業統計の簡易調査につきましては経済センサス－活動調査において調査するというふうになりまして、経済センサス－活動調査実施後の2年後に、商業統計調査の本調査を実施すると整理されたものでございます。このため、次回の商業統計調査の本調査の方が平成26年に実施するというところで、今回、経済センサス－基礎調査と時期が重なるということがございまして、調査対象も重複するというところで同時実施となったものでございます。

調査の対象及び調査期日でございますけれども、こちらは卸売・小売業に属する全国の事業所ということで、実施日は基礎調査と同じ平成26年7月1日現在で実施する予定でございます。

主な調査事項でございますけれども、事業所の名称ですとか資本金額、従業者数、年間商品販売額等を調査するとともに、小売業に関する特性事項と書いてございますが、小売販売額の商品販売形態別割合ですとか売り場面積ですとか、そちらの方を調査しております。

今回、先ほども前回諮問の際の今後の課題のところにもありましたとおり、新規調査事項で、電子マネーによる販売ですとかインターネットによる販売ですとか、そちらの方も把握する予定でございます。

調査の系統につきましては、先ほど基礎調査のところでも御説明がありましたし、調査票の種類につきましても基礎調査のところでも説明がありましたので割愛いたしますが、調査票につきましては資料2－4にあります。特に分かりやすいのが調査票Bというものの裏面です。裏面のところがちょうど卸売・小売業といいますか、商業統計の特化事項という形になるかと思えます。これが一番分かりやすいと思えますので、御参照いただければと思えます。

戻っていただきまして資料1－8の方で、今回の主な変更点について御説明申し上げます。

まず1つ目ですが、公的統計を取り巻く課題への対応ということで、地方の事務負担軽減ですとか事業所の報告者負担軽減とかも考慮して、国が直接調査を実施する本社等一括調査を拡充するというところを行っております。

それから、先ほどもお話がありました、オンライン調査方式を導入するというところでございます。

それと、経済センサス－活動調査、工業統計調査等の産業関連統計との比較可能性の向上の観点から、調査把握期間はこれまで年度で行ってございましたが、それを歴年に変更い

たします。

それから、ビジネスレジスターを活用することによりまして、前回の課題でもありました調査対象の捕捉率を向上させるという考えであります。

「2：」でございますが、国民経済計算あるいは産業連関表の推計精度の向上に資するために、年初及び年末の商品手持額を把握することを考えております。

さらに、先ほどもお話がありましたとおり、近年の電子マネーの利用ですとかインターネットによる販売に対応するために、電子マネー及びインターネットによる販売の把握を追加することを考えております。

ページをめくっていただきまして、資料1－9で商業統計調査の利用状況でございますけれども、こちらの方はSNAの基礎データあるいは産業連関表、白書等の基礎データに利用されているところでございます。

また、「2 産業振興対策等関連」に書いてございますとおり、中心市街地活性化の関係の基本方針の策定ですとかの基礎データとしても利用されておりますし、地方税法に基づく地方消費税、都道府県間清算の算定の基礎データ等としても利用されているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○廣松部会長 どうもありがとうございました。

ただいま、両調査に関して変更等を中心に説明を頂きました。今の両省からの提案に関しましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、総務省において事前審査を行った結果が資料4の審査メモにまとめられております。

資料4の審査メモに基づいて、事務局の坂井企画官から説明をお願いいたします。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 それでは、説明させていただきます。

後ろの方の資料4を御覧ください。政策統括官室は統計法第10条の規定に基づき承認するに当たって、3つの観点で厳正に審査するというようにされてございます。

具体的には、基幹統計の作成目的に照らして必要かつ十分なものになっているか。

2つ目ですが、統計技術的に合理的かつ妥当なものであるかどうか。

3つ目が、他の基幹統計調査との重複が合理的と認められる範囲を越えていないかということでございます。これにつきまして事前に審査した結果及び廣松部会長とも部会審議に向けて御相談させていただいて作成したものが、本資料です。

構成でございますが、全体を通して、基本的に事前審査の結果と個別の論点という構成にさせていただいております。

判断ですが、お気付きのとおり事前審査の結果適当であるとしているか、ないしは検討が必要である。文末を見てくださいとそういう形になってございます。

なお、これらは基本的な論点でございますので、部会の先生方からの論点の追加、修正ということを防げるものではございませんので、あらかじめ申し添えます。

なお、この審査メモにつきましては、事前に両調査実施者の方にお渡しし、本日の部会

審議のための資料に資していただくという形にさせていただいています。

それでは、内容に入らせていただきます。全体につきまして4つの柱を立てさせていただきました。

1つ目は、1ページ目でございますけれども、「経済センサスー基礎調査と商業統計調査の一体的実施」に関して。

2つ目は、ページをめくっていただきまして8ページ目に飛びます。要するに「本調査前に実施する企業構造の事前把握」。これは基本計画を受けて実施されるわけですが、その位置付けについて。

3つ目が、下の方の3の「集計結果」。

4つ目が、経済センサスそもその在り方に関する論点として、計4つの柱でございます。それぞれの問題意識を簡単に御説明します。

1ページ目に戻っていただきまして、(1)は総売上高の把握でございます。これにつきましての基本的な論点としては、①で先ほど御説明しました、目的とされている「事業所データベースの整理との関係性」。

ここの着眼点は、事業所母集団データベースへの整備の計画とこれらを収納するスケジュールといったものに着眼しまして、本当に有用なものになっているかを一度検証していただきたいという考えで設定させていただいております。

それと、飛びますけれども、3ページ目の「⑤ 総売上高を標本調査の層化項目とする必要性」。これも先ほどの諮問の概要で説明しました、統計局から目的として挙げられた事項でございますが、これにつきましては、これを層化項目とすることについて、要望等、具体的なニーズないしはメリット、その辺をきちんと御議論・御検討いただきたいという狙いで設定させていただいております。

その後、戻っていただきまして2ページ目の②から④までは、いわゆる総売上高を把握することを含めまして、当然、地方公共団体サイドへの負担増という話が生じるでしょうし、既に把握しておられる他の基幹統計調査の総売上高の把握への影響も考えられますし、3ページ目の冒頭に書いております回収率、捕捉率というものに対する影響等も十分精査した上で御判断いただきたいという趣旨でございます。

それから、3ページ目ですけれども、ほかに調査事項の変更について項目だけ申しますと、「イ 従業上の地位」。これは基本的に活動調査と同じ形に仕組んでございますので、特段、問題視はしておりませんが、その辺についての考え方を御検討いただきたいと思っております。

飛びまして4ページでございますが、先ほど経済産業省から説明されました、電子マネー等インターネット販売。それぞれの販売方法別ないしは販売形態別にこういう項目を設定されるわけですが、その必要性についてはもちろん議論していただきますけれども、加えて、そもそも企業会計情報として、こういったものを事業所ベースで把握できる状況になっておるかということも重要な点だと思っております、その辺を御検討いただけたら

というのが設定の趣旨でございます。

4 ページ下の調査項目の最後の商品手持額につきましては、当然、ユーザーであるSNAサイドに貢献するものかどうかということをごきちんと御検討いただけたらと思っております。

次に「(2) 調査期日」ないしは「(3) 調査対象期間の変更」。これは期日を7月1日に調整するという話と暦年でとるという話でございますが、活動調査との関係もありまして、一応、こういう方向で議論することになっておりますけれども、実査上の負担等を考慮して、ないしは利活用の観点から暦年が適当かどうか。ないしは7月1日に変更することで事業者側の負担がないかという観点で、論点を設定させていただいております。

1 ページめくっていただきまして、6 ページの「(4) 調査方法の変更」でございますけれども、これは先ほど御説明がありましたように本社一括調査にする。端的に言いまして、調査員の負担を減らすという形で系統と調査票の変更をしておられます。基本的には改善でありますので特段問題もないと思っておりますが、今後のためにメリット、デメリットをごきちんと検討していただいた上での判断が必要だと思っておりますので、一応、そこを御認識・御議論いただきたいということでございます。

それと7 ページ目、オンライン調査につきましても、改善でございますので特段ありませんけれども、その辺の回収率の向上にどれほど資するのかという観点で問題を設定させていただきました。

エのプレプリントにつきましても報告者負担の軽減などで問題ないと思っておりますが、こういったことを確認いただきたいという趣旨です。

続きまして、「2 本調査前に実施する企業構造の事前把握」ということでございます。基本計画では、基礎調査で本社と支社の関係を把握することになっておりますが、こういったものにつきまして調査客体側の負担等を考慮しまして、基礎調査で総売上高を把握することとの関係性につきまして、どういうふうにお考えかということを含めて御検討いただくことを考えております。

論点のgを御覧いただきたいのですが、企業構造の把握につきましては、1つは基礎調査を実施されます。2つ目で、事前把握というものが実施されます。

3つ目として、事業所・企業への照会という形で実施されます。

これら3つの事業、調査を並行して行っておられますが、それぞれの目的、役割分担、スケジュール感というものをきちんと整理していただいて御議論いただいた方がよろしいかと思ひまして、設定させていただきました。

続きまして、8 ページの「3 集計結果」でございますけれども、集計結果は、総売上高がとられますから、恐らく従前の基礎調査の集計とは違う形で集計物が出てくるだろうと思われまますので、ユーザーニーズという観点できちんと検討いただきたいということでございます。

最後になりますが、9 ページの「4 経済センサスの在り方」でございますけれども、

ここは基本的に全部のものをバスケットとして記載させていただきました。くくった形で論点を設定したということでございまして、委員長がおっしゃる体系的整備の観点で今回の基礎調査の在り方、事業所母集団との関係。御案内のとおり経済センサスは、18年の経済センサスの枠組みというものがございますけれども、その発展形としてどういう形で位置付けられているか、その辺を適否と方向性も含めて御議論いただきたいということで整理させていただいております。

事務局からは以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただいま、調査実施者から出されました計画案に関して、事前審査に基づく論点メモを御説明いただきました。説明が大変長くなって恐縮でございますが、私個人も、経済センサスが日本の経済の統計全体にとって最も重要なものである、あるいはそういう意図を持ってつくられたものだと思ってございまして、今回は基礎調査として2回目になるわけですが、当然のことながら、その間に社会的・経済的な情勢にいろいろな変化があり、さらに統計環境の悪化というか変化もあり、最初の予定に少し変更を加えて実施するというのが今回の変更の一番大きな点でございます。この点は基本計画の中でも十分強調されているところであると思います。

ただ、今回複雑になっておりますのは、経済センサスー基礎調査と商業統計調査が一体的に実施されるということでございまして、これは商業統計調査の周期と経済センサスー基礎調査・活動調査の周期の両方を勘案して、平成26年に、調査票も1枚にまとめて一体的に実施するという形になったということでございます。

ただ、確か平成18年だったと思いますけれども、当時の事業所・企業統計調査の簡易調査と商業統計調査、それからサービス産業基礎調査の3つの調査が同時実施されています。ただし、そのときは調査票を全て1枚にまとめたわけではなくて、それぞれの調査票を配り分けて調査が行われました。今回はそれを更に進めて1枚の調査票にまとめて調査を行う、ただし、調査票は民営事業所に対しては3種類の調査票ございますが、そのような形で行うということから、同時実施という言葉ではなくて、一体的実施という言葉を使っております。

したがって、経済センサスー基礎調査固有の議論と、商業統計調査固有の議論と、さらに両者を一体的に実施することに伴う課題に関して、御議論いただければということでございます。

さて、資料4の審査メモに記載された論点に沿って審議を進めていきたいと思いますが、御覧いただければお分かりのように論点が多数ございますので、限られた時間で効率的に御議論いただくために、ほぼこの審査メモの記載の論点の順番に沿って変更事項ごとにまとめて御議論いただきたいと思います。ただ、例えば論点の①のところ論点がaからhまでございます。それらに15分ずつかけたとしてもそれだけで2時間掛かるということになりますので、何とぞ効率的な審議に御協力いただければと存じます。

それでは、個別の論点に沿って審議を行いたいと思います。

最初に「1 経済センサス - 基礎調査と商業統計調査の一体的実施」のうちの「(1) 調査事項の変更」、そのうちの「ア 総売上高の把握」は経済センサス - 基礎調査の固有の事項でございますが、これに関しまして、審査メモの1ページの下4分の1あたりから論点が挙げられております。

論点の①と致しまして、「事業所母集団データベースの整備との関係」ということでございます。その①に関しまして、先ほど申しましたaからhまでございます。それぞれに関して、まず調査実施者から説明をいただき、それを踏まえた上で委員、専門委員の方から御意見を頂きたいと思っております。

それでは、まず論点①のa、調査実施者の方から、事業所母集団データベースにおけるデータの整備状況はどのようになっているのか。特に今回、基礎調査で新たに把握する総売上高に係るデータは既に整備されているのかという点に関して、総務省統計局の方から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 では、引き続き佐藤が説明させていただきます。

まず、審査メモに基づいて説明いたします。我々は事業所母集団データベースをビジネスレジスターと称することがございますが、事業所母集団データベースとは何かということが2ページ目の上の方に簡単に書いてありますので、最初に簡単に説明させていただければと思います。

「ビジネスレジスター」と片仮名で書いてございますけれども、事業所母集団データベースのことでございます。事業所母集団データベースは、新統計法のもとで、総務大臣がいろいろな情報を基に照会業務を含めて整備していくということでございます。

○廣松部会長 それは資料5ですね。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 資料5の2ページ目でございます。審査メモの回答を書いております資料5の2ページ目の上に、ビジネスレジスターの簡単な説明がございます。

その中で基盤情報となるのは経済センサスで、それを基に名簿を整備していくわけでございますが、それプラス行政記録等の労働保険、要するに、雇用保険の契約情報、商業・法人登記を主に毎月の方針情報を入れ込んでアップデートしていく。それから、いろいろな主要な統計の結果データも取り込んでいくということで、それを共通コードのキーとして統合しまして提供していく主な機能としまして名簿情報。ここで言う名簿というのは、住所情報といろいろな統計調査に使う属性情報です。規模等を含めた全体の母集団情報のことを言っております。

あと、補完情報と言いますのは各省の運用規定の中で定めておりますけれども、名簿情報を抽出するに当たって過去の統計調査の結果等を参考数値として入手したい場合は、そういうものも入手できるということでございます。

それから、重複是正のカウントをするための基盤にもなるということでございます。

そういうことで、統計調査、ひいてはGDP統計も含めて統計調査結果の精度向上につながるようになります。名簿が最新の情報になることで、最新の経済活動の実態を把握するための基礎情報になるということは、日本だけでなく、アメリカ、ヨーロッパ諸国も含めて経済統計の基盤情報として整備しているものでございます。この基盤情報が経済センサスの結果になるということでございまして、それを受けまして資料5の1ページ目に戻させていただきます。

まず、①の事業所母集団データベースにおけるデータの整備状況はどうなっているかということでございますが、回答としましては「【回答】」の1と2を参照いただきたいと思います。

現在のところ、23年に整備方針を決定しまして、その後、システム等を開発しまして、先ほど2ページ目で見えていただいたような構想を実現するためのシステムが完了して、25年1月から事業所母集団データベースの運用を開始したところでございまして、今、データを収録中であるところでございます。現在、25年でございましてけれども、最新の経済センサスが24年の経済センサスでございまして、それを一番の基盤情報とするということでございます。

ただし、経済センサスの活動調査につきましては、まだ速報段階でございまして、今後、審査しまして確報が出るということでございまして、それを受けまして売上高のデータを収録することを考えております。

ということでございますので、飛びますが、収録するのがいつかというのが5に回答として書いてございましてけれども、先行的になってしましますが、26年2月を予定している状況でございます。

bとしまして、経済センサスー活動調査や試験調査において総売上高がどのように把握されているかという御質問がございまして、3と4に回答を掲げております。

経済センサスにつきましては、8月以降、確報を何段階かに分けて出しますが、今、確報集計に向けての作業を最優先に行っております。精度検証等については現在のところできていない状況でございまして、その後、順次行っていきたいと考えております。

試験調査の状況としましては、4に回答を書いております。21年経済センサスの基礎調査は、売上高なしの部分しかやっております。26年経済センサスの基礎調査に関する試験調査は、売上高が入った調査票と入ってない調査票ということで、そこに掲げてございます。

試験調査の結果というのは、いろいろな要因が回収率に反映される可能性がございます。調査項目だけでなく、調査区の現状だとか、様々な状況がございますのでいろいろな要因を考えなくては行けません、少なくとも21年の経済センサスのときの試験調査と26年経済センサスの売上高は、なしとありの違いはございますけれども、ほぼ変わっていない。ただ、26年の中では、売上高ありなしの中で売上高ありの方が全体として見れば下がって

いる形になっておりますけれども、市区町村によっては売上高ありの方が回収率が高かったりとか、これを見るに当たっては様々な要因を考える必要があるのかなと考えているところでございます。

あと、記入率につきましては88.2%という状況でございます。

a及びbに関しては以上でございます。

○廣松部会長 今、調査実施者の方から論点メモの1ページの一番下、論点①のaとbについてまとめて説明を頂きました。

要するに、総売上高に係るデータをとることに関する論点の回答ということですが、この点に関して御意見を頂きたいと思えます。いかがでしょうか。

○野辺地専門委員 売上高と言った場合に、外に直接販売している事業所であれば売上高というのはきちんと把握できているでしょうし、しやすいのですけれども、ある程度の規模以上の企業になって、複数の事業所があって、工場があって、工場から別のところに出荷して別のところから販売する場合、その工場にとって売上高とは何ですかと聞いた場合に、何を答えていいかわからないケースがあるかもしれない。

確か、何かの調査では生産高でもいいとか、そんなコメントみたいなもの、書き方の手引をつけていたものがあるって、何かそこら辺で迷わないようにしておかないと、うちは売上高がないのだけれどもどうしたらいいかわからない、後回しにしようというので回答率が悪くなっていってしまうこともあるでしょうし、また、小売とか卸売りでしたら売上高というものは比較的単純ですけれども、製造業の場合、メーカーの場合もあるし、また、建設業だと最近多くの企業は工事進行基準というもので、その工事進行基準は本社が全部計算していて、各事業所では一体どうなっているのか分らないとかいろいろなことがあるので、そういう場合はこういうものを記載してくださいみたいにして、実態が分かるような形でそこを補足しておくということも、1つの方法かなという気が致します。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今のことにに関して、実施部局の方から回答をお願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 御指摘ありがとうございます。

先ほど、私、売上高（収入）については、活動調査の定義をそのまま継続的に使うということで申し上げました。活動調査の記入の仕方等でも、今、御指摘いただいたようなことを踏まえていろいろなことが書かれております。個別に、例えば金融保険業だとか農林水産の場合はどうするのかとか、製造業はどうするのかとか、ほかに私どもで意識しているのは、例えばホールディングスはどうするのかとか、そういうものをきちんと書いて惑わないようにしたいと思います。

○廣松部会長 その趣旨は、あくまで活動調査と同じ定義で行うということによろしいでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 そうでございます。御指摘の点を

踏まえて、活動調査を参考にいろいろな書類も作りたいと思います。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

○竹原委員 1点だけ質問なのですけれども、活動調査の結果については、26年2月にはビジネスレジスターに反映されるとお書きになっていますが、実施されてから2年ですね。では、今度、基礎調査が実施されたときは、現在ビジネスレジスターが整備途中だとしたら、断定的に稼働してきているということの中では、売上高だとかその他データというものはもっと早く反映されるようになるのですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 お答えしてよろしいでしょうか。

○廣松部会長 どうぞ。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 答えさせていただきます。

資料5の3ページ目に関連の回答も書かせていただきましたので、そちらも踏まえながら説明させていただきます。

26年経済センサス - 基礎調査の方でございますが、公表の方は、今のところ速報は27年6月を予定しております。その6月の段階で、総売上高も含めまして事業所母集団データベースに登録したいと思います。「速やかに提供する」と書いてございますけれども、データベースの中に入れて間違いがないかとかを審査する時間もございますので、調査終了後、1年後の速報版が出た段階で提供したい。確報が出れば、また確報の段階で更新したいと考えているところでございます。

ということで、約1年強の段階で使えるようにしたいと思っておりますので、御理解いただければありがたいと思います。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

質問の御趣旨として、7月にこの調査が実施されるわけですが、活動調査の確報が平成26年2月に出るのであれば、その26年2月の確報の結果を27年7月の調査に反映することは不可能かということもあるかと思いますが、それはいかがですか。

○佐藤基本構造統計課長 今の御趣旨は売上高ということですか。

○廣松部会長 はい。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 26年2月にデータベースに入れるのは、あくまで24年の結果データでございますので、データとしては対象年次が平成23年になる。

○廣松部会長 23年度ですね。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 そうですね。

それと、今回26年の調査につきましては対象年次が25年になりますので、今、調査の時点ではなくて対象年次でお話しさせていただきますけれども、23年と25年の年次をそれぞれ使えるようになるということですので、使えるという意味では期間が違うのかなと思いますが、問題を取り違えていたら御指摘ください。

○廣松部会長 いかがでしょうか。

○西郷委員 試験調査において、売上高がある場合とない場合で一概に比べるのは難しいということだったわけですが、結果としては、片や81.8%、87.2%ということで差があるという見方もできるわけですね。

先ほどは比べるのが難しいということだったのですが、審査メモの方では、特にサービス業など、産業別やそういった観点から比較するようなことが書かれているわけなのですが、これは先ほど野辺地専門委員がおっしゃっていたこととも関連すると思いますが、何か特徴のようなものが見出せなかったのかなというのが質問なのです。

試験調査の規模がどれぐらいだったのか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 発言してよろしいでしょうか。

○廣松部会長 はい。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 試験調査は10市区で実施いたしまして、全体で約3,000の事業所を対象としました。全体で3,000でございまして、今回行いましたのが21年の調査結果でございまして廃業とかもございましたので、実態としては、回収できた調査票の数が全体で2,300でございます。そのうち商業統計調査の部分もございましたので、純粋に経済センサスという意味では、正確な数字は調べますけれども、2,400の3分の2ぐらいだったということでございます。産業別等については、今、申し上げる数字を持ち合わせておりません。

○西郷委員 あと、この場合の回収率ないしは記入率といった場合には、ただ単に数字が書いてあったということなのか、それとも信頼性のチェックまでした上で間違いなさそうな回答率がこれぐらいだったということなのか、その審査の方まで入れての数字でしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 そこは確認させてください。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

○中村委員 2回の試験調査の結果を比べて、回収率がそれほど変わらないということですから、その点では安心していいということなのだと思いますが、売上高ありでは回収率が81.8%で、そのうち記入されているのが88%ということですね。ということは、聞いても売上高を答えてくれる確率は、7割強ぐらいにとどまっているということですね。低いのかなという気が致しますけれども、その辺の感触はどうなのでしょう。

○佐藤基本構造統計課長 先行的になりますけれども、資料5の11ページの④のaのところに関連の説明をさせていただいております。

下の方に参考表として書いてございますが、我々も試験調査は十分参考にしているところでございますけれども、試験調査自体が一般統計調査で申告義務がないとか、なかなか知名度がないとか、いろいろな制限がある中でやらせていただいているわけですが、実は資本金等の額等の記入率も売上のありなしで区別できてないのですが、86%ぐらいしかなく、実は売上より悪かったりする結果も出ており、試験調査の中で傾向をつかむのは

ある程度可能かと思えますけれども、絶対的にそれがいいのか悪いのかというのは、なかなか難しいところがあるのかなという感触でございます。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見はございませんか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 よろしいでしょうか。

○廣松部会長 はい。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 先ほど西郷先生の質問にお答えできてなかったところですが、記入率というのは数字が入っていればカウントをするということで、数字が入っているという観点からだけでございます。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 事務局から2点確認させていただきたいのですけれども、資料5の裏のビジネスレジスターのところ、基盤情報で基礎調査と活動調査が並行的に書かれているのですけれども、これは基盤情報として基礎調査、活動調査をずっととっていかれるという御趣旨ではないという理解でよろしいでしょうか。ビジネスレジスターの整備計画というものをきちんと確認した上でないと答えられないと思えますけれども、それが1点目。

2点目として、活動調査のデータがここの時点で書いておられますけれども、実際、21本の基礎調査のうち15本は総売上高を把握されているということもありますので、審査メモで事務局として着眼したのは、その工程が、どういう調査がどういうタイミングで収納され、かつ、活用されるか、その辺のスケジュール感というか、タイミングというか、その辺をお示しいただいた方が委員の皆様も具体的にイメージがつかみやすいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 よろしいでしょうか。

○廣松部会長 どうぞ。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 事業所母集団データベースへのデータを収録する今後の2つの経済センサスの予定等につきましては、関連情報につきましては、この場で口頭で言ってもイメージがつかないということでございますので次回にでも出させていただきたいと思えます。

あと、調査の目的でございます。今のいろいろな諸条件に合致しているかと思うのですが、どういう観点でお答えしていいかというのはございますけれども、現在の基礎調査、活動調査の目的からしてここに書いているという状況でございます。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

では、ビジネスレジスターにおける基礎調査と活動調査の関係及び今後の計画に関しては次回御説明いただくということにして、ほかの点に関して特に御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

先ほど委員の方々から総売上高の把握に関しまして、定義というか、書くべき内容に関

して混乱が起きないように、記入の仕方等において詳細に記述をするようにという御意見がございました。

また、この試験調査の結果をどう評価をするかというのは難しいところがあるのですが、1ページにあります表を見る限り、総売上高のある方が5%程度落ちている。それに関しては回収した調査票に記入されているかという点が中心になっていて、精度という点ではまだ不明なところがあるということではございますが、大体8割は回収されているということです。そのことに関しては、特に委員、専門委員の方々からはなかったように思います。この論点の①のa及びbに関しまして、他に御意見はございませんでしょうか。

○野辺地専門委員 1つ質問なのですけれども、次回実施する調査において、売上高の把握というのは卸売業と小売業を営んでいる、要するに、商業だけを対象に売上高を把握するのが目的で、全部ですね。先ほどの調査票Bの裏面の方で「主に卸売業・小売業を営んでいる場合に記入してください」となっているので、要するに、商業以外の場合はどの欄に記入するのかが分からなかったのが1つ。

もし、全部の業種について把握するのであればそのデータは非常に貴重なものなので、単なる名簿を作るといいますか、データベースを作る以上にもっと活用のしようもあるのかなという気がするのですけれども、そこら辺はいかがなものでしょうか。

○廣松部会長 お願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 御指摘ありがとうございます。

念のために、調査票をかいつまんで説明させていただきます。先ほどの説明と重複になりますが、今、御指摘のありました調査票Bの前のページでございますけれども、資料2-4の調査票Aというものが商業以外でございます。これは主に商業以外の単独事業所に配布するということで、裏面の第2面の8で総売上（収入）金額を調査する。

それから、次の御指摘があった調査票Bの方に関しましても、実は第1面の8に、A4判の裏表だったものをA3判の見開きにしたものですが、これも主に単独の商業の関係に配布するということで、8で全体の売上高を記入していただいて、裏面の方で商業に関する部分を記入していただくということで、全体と商業のアクティビティについて記入していただくという形になっております。

調査票Cの方も念のために御説明させていただきますけれども、これは商業と商業以外区別なく配るということでございますが、7の方で会社全体の売上高を記入していただく。それから、その右側の黄色い部分で、企業全体での商業の部分を取り出して書いていただくような形になっている。あと、調査票Cの方のもう一つ青い事業所編では、事業所単位で書いていただく形になっております。

商業は直接担当ではなかったのですけれども、全体ということで、センサスという観点に基づいて説明させていただきました。

○廣松部会長 もう一つ御指摘がありました。今回は総売上高をとるとして、名簿整備ということが経済センサス基礎調査の第一義的な目的であり、事業所母集団データベース

の整備をするためであるということですが、把握した情報はどのような形の利用が考えられるかということに関して、説明をお願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 よろしいでしょうか。

○廣松部会長 はい。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 売上高に関しましては、母集団情報の整備という観点プラス、今日は総売上高の集計に関して御説明する時間が全くなかったもので、また後の論点になるということでございますけれども、総売上高だけでございしますが、総売上高の部分につきましては活動調査と比較できるように集計したいと考えております。それから、データベースの中に取り込んだ後、いろいろな地域別の集計なども充実させて提供したいと思っておりますので、そういう観点から活用できるのではないかと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 今の点で少し御質問したいのですが、それは基礎調査の目的との関係があると思うのですが、そこはどのように整理される予定なのでしょうか。といいますのは、基礎調査というのが母集団名簿の整備という形になっておまして、利活用、ニーズという話であれば、ある種、経理事項を把握することを目的としている活動調査との関係性が出てくるわけですから、その両者との関係というのをある程度見越した上での御発言と理解していいでしょうか。

審査部局として、一応、目的との関係でそれぞれの調査事項を整理する必要があるものですから、その関係で一応お聞きした次第でございます。

○佐藤基総務省統計局統計調査部経済本構造統計課長 現在の基礎調査に関しましては、規則等で経済の構造を全国的地域別に明らかにし、名簿情報を併せて得るということになっておりますので、その中で調査すれば、それをそういう目的に従って集計して提供することでございます。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

私も今回の売上高を把握することに関しては、あくまでデータベースを整備することが第一義的な目的であって、言わばその付随的な利用法として、今、御説明があったような地域別等の情報を、公表することができるのではないかというお考えであると理解を致しました。

ほかにございませんか。

○竹原委員 総売上高の記載に関しては、企業負荷という点で見たときに、比較的慣れている部分ですからそんなに絶対的に負荷が大きいというふうには思わないのですが、今回は工業統計とかそういう部分で、データの移送という形で対応いただいておりますけれども、逆に企業側としては慣れているがゆえに、実は頻繁にこのような情報を提出させられる。そのことの中で答えることの負荷はさほどではないと私は思うのですがけれども、むしろこの数字が何ゆえに何度も何度もいろいろな調査の度に必要なのか、そのことの意味

合いをきちんと語っていただくこと。

また、ビジネスレジスターの中にどういう形でどういうときにとられたデータが入っているのだということがよく分かるようにしてあげること、そういったことが必要なのだろうと思っています。

もう一点、今度は回答率の部分なのですが、割と慣れているデータとはいえ、企業サイドにとってみたら売上高というのは大変重要な数字ですから、企業によっては答えたくないというケースも決してないわけではないと思います。それを基幹調査ということでお聞きになられる。その折には、先ほど知名度というお話もありましたけれども、結局、そのことは何度も何度もとるとということにも関わってくるわけですが、今回の調査の意味合いというのを、とりわけきちんと被調査者の方に語っていただく、伝えていただくということが必要なのだと思います。ぜひお願いします。

○廣松部会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見だと思います。

重複の問題については、後ほどもう少し具体的に議論を詰めたいと思いますが、確かにビジネスレジスター、すなわち事業所母集団データベースを整備するために総売上をとるということの意味を、十分報告者の方に御理解いただけるように努力を頂きたいと思えます。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 御指摘ありがとうございます。また次回出てきますけれども、いろいろな広報とか実査段階でのいろいろな説明だとか、そういうものに力を尽くしていきたいと思っていますところでございます。

ちなみに、話が先行的になってしまうのでございますけれども、今回、11ページの方に関連の事項を書かせていただいたので、今の御指摘の点について簡単に説明させていただきますと、11ページの4の②でございますが、先ほど情報保護意識への対応なども必要ではないかという御指摘があったかと思えます。前はオンライン調査が本社一括の一部分だけでございましたけれども、今回は全面的に導入するということでございます。試験調査の段階では、オンラインでやった場合、回答があった場合は96.8%のところでは売上高が記入されていたというのがありますので、先ほどの御指摘についてこういうことも活用の上説明をして、情報の保護意識という観点について対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、時間をとりましたが、論点の「① 事業所母集団データベースの整備と関係」のa及びbに関しまして、特に御異論はなかったと思えますので、本部会の結論として適当とさせていただきますよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、「a 事業所母集団データベースにおけるデータの整備状況はどのようになっているか」、それから「b 経済センサス - 活動調査や試験調査において、総売上高が

調査されているが、その把握状況はどのようになっているか」という点に関して、調査実施部局の方から回答を頂き、また、加えて委員の方々からいろいろ頂きました御意見に対して回答いただきました。それらを踏まえて、総売上高の把握という点に関しては適当と判断をさせていただきます。

ただし、先ほど事務局の方から指摘がございましたが、資料5の2ページ目の参考図における基盤情報としての経済センサスの基礎調査と活動調査の在り方というか、両者の関係に関しては、今後の計画にも関わることもと思いますので、現時点でどういうふうにお考えか、次回補足の説明をお願いできればと思います。

調査実施者の方で準備をよろしく申し上げます。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 それと、今、説明しませんが、先ほどcに関連して御指摘がありましたので、スケジュール的なものも作成ということでございました。

○廣松部会長 そうですね。

とりあえず、今、aとbに限定をさせていただきましたが、御指摘のとおり関連をしておりますので、論点メモの2ページに参りまして、「c 今回の基礎調査の結果の事業所母集団データベースの登録はいつごろを予定しているのか。当該データの登録時点で母集団名簿の情報として利用することは適当か」ということに関して、資料5の3ページに回答をいただいておりますが、その説明をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 先ほども関連で申し上げましたが、26年の結果につきましては1年後の速報が出た後、1か月をめどに提供していきたい。それから、確報が出た段階でデータを順次更新していきたいと考えております。全体の関係につきましては、先ほど御指摘がありましたので、また次回報告させていただきます。

○廣松部会長 論点①のcに関しましては、今、回答いただいたのは予定でございますが、よろしいでしょうか。

言葉の問題ですが、「年次フレーム」という言葉は、そこにある速報版の母集団情報ということでよろしいのですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 事業所母集団データベースというものがああります。その中で、標本抽出をするための一固まりのデータのセットを諸外国ではスナップショットと呼んでいるみたいですが、一時点の網羅的なデータ、標本抽出のデータのことを年次フレームと呼ばせていただいております。説明が足りず、恐縮でございました。

○廣松部会長 そうすると、これは前のページにありますような行政記録情報等を使って、毎年更新されていくと考えればよろしいですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 経済センサスの結果の間を行政情報等で更新していく。経済センサスのところで網羅的に確認ないし更新をまたやっていくというサイクルでございます。

○廣松部会長 分かりました。この点に関してはよろしいでしょうか。

とりあえず、現在の予定では、速報集計は平成27年6月に、確報集計は平成27年11月に公表予定ということでございます。この点に関して特に御意見はございませんか。

では、論点cに関しましても、適当と判断させていただきたいと思います。

続きまして、論点の①の「d 事業所母集団データベースにおいて、総売上高をデータベースに反映させる統計調査にはどのようなものがあるか。該当する統計調査については、工業統計調査、特定サービス産業実態調査と同様に、データ移送の措置をとるのか」という論点に関しまして、実施部局の方から回答をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 説明を申し上げます。

先ほど2ページ目の絵で、事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）につきまして、統計調査を収録していくというお話をさせていただきました。

具体的には、経済センサス以外では全体で19の統計調査を想定しております。その中で総売上高に該当する調査項目があるものには、工業統計調査と商業統計調査が入っておりますけれども、そういうものを含まれますと15でございます。15につきまして、ほかの売上高等も調査していると思いますが、一般統計か基幹統計か。調査対象が事業所ベースなのか企業ベースなのか、それとも両方を使っているのか。客体数はホームページにある情報から抜粋したものでございますけれども、売上高があるものとしては、そういう15の統計調査をデータベースに収録する予定でございます。これも事実関係でございます。

2としまして、データの記入の重複感等への対応と致しまして①から④までの条件を考えまして、経済センサスー基礎調査の前に調査対象名簿が入手できること、それから、報告義務がある基幹統計調査で回収率が高いこと。例えば一般統計調査ですと、私どもは回収率について全ては把握できていませんけれども、申告義務がないということで仮に回収率が低い場合等も考えますと、データ移送の手続を行うことを念頭に置いていても、実際データが来なかったということが想定されますので、そういうことがないようにということで②の条件。

それから、私どもの経済センサスー基礎調査につきましては、地方別の集計等も行うことを考えまして事業所をベースに対象としております。いろいろな観点から事業所を対象としていますけれども、1つの視点としてそういうこともございます。

それから、当然、売上とかを把握する期間の整合性があるという4つの条件に当てはまるものと考えておりまして、その中で考えますと、先ほど申し上げました工業統計調査と特定サービス産業実態調査の2つが該当するということで、今のところ、ほかの調査からデータを移送できるものについて、その2つを対象と考えております。その部分について、経済センサスの対象事業所においては、売上高を記入していただかなくていいように措置をとるという形でございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

これは先ほど竹原委員の方からも御指摘がございました、報告者の方の重複感というか、負担感を考慮した上で、なるべく多くの調査で同じことを聞くのは避けるように工夫をするということ避けるために、今回はデータ移送という形を取るとのことです。

まず1として、現在、総売上高に相当する項目を聞いている調査の事実関係。2として、その中からデータ移送としてどういう条件が必要かということに関して、①から④まで条件を挙げていただき、結果として3として、今回、データ移送措置をとるのは工業統計調査と特定サービス産業実態調査の2つということでございます。この点に関してはいかがでしょうか。

データの移送に関しては、ほかの調査間でも実際に行われている例もあります。今回が技術的には初めてのケースではないのでそれほど難しいことではないだろうと思います。

その意味では4ページの2にあります4つの条件は適当であると思いますが、それに関してはいかがのでしょうか。御意見はございますか。

よろしいでしょうか。特に御意見ないようでございますので、論点①のdに関します判断として、たまたまいずれも経済産業省が所管する調査でございますが、データ移送の措置をとる統計調査は、工業統計調査及び特定サービス産業実態調査とすることは適当であるということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、dに関しましては適当であるとさせていただきます。

続きまして、「e 総務省は、統計法第27条の規定に基づき、事業所母集団データベースの整備事業として、事業所・企業への照会を行っているが、整備事業の実績、把握の内容はどのようなものか」という論点でございます。

では、これに関しまして回答をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 5ページ目のところでございます。先ほどの繰り返しになりますけれども、2ページ目で簡単な概念図を描かせていただきましたが、そこに行政記録を労働保険と商業・法人登記のデータを基に、経常的に、母集団情報の更新に2つの行政記録を中心に行っているということでございます。

行政記録の情報を、法務省、厚生労働省の御協力によりましてデータを毎月入手しているわけでございますが、そのデータをコンピューター上で処理しまして、新設なり廃業と思われるものを、一定のアルゴリズムを用いまして抽出しております。

ただ、それをそのままデータベースに入れるのは適当かどうかというのがございます。例えば労働保険情報に関しましては、元々は保険契約の情報でございます。それから、商業・法人登記につきましては、言葉が見付かりませんが、ただ登録しただけで実態があるのかなのかとか、そういうものをきちんと確認する必要がある。それから、データベースの母集団情報でございますので、住所情報だけではなくて様々な属性情報ということで、事業の内容だとか従業員数だとか事業所の総売上、資本金につきまして照会をか

けて、その照会の結果に基づいてデータベースを更新しているということでございます。それにつきましては、労働保険と商業・法人登記で、新設の分と廃業の分という形の2つのカテゴリで照会しているということでございます。

3としまして、労働保険は毎月照会しているのですが、労働保険の方は活動の実態として日々更新されている情報でございますので、商業・法人登記につきましては年に1回でいだろうということで、今、頻度としまして労働保険は毎月、商業・法人登記は年1回という形でっております。

数としましては、そこに書いてございますように、新設については年ベースに換算しますと労働保険が14万、商業・法人10万で合計24万。重複は抜いております。廃業については、行政記録で捉えるのがなかなか難しいところがございまして、全体で9万ぐらいでございます。そういう結果を基に、基盤情報の上に更新していくような形で今後を考えているところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

整備事業の実績、把握の内容に関しまして、5ページにございますような回答を頂きました。これに関しまして、御質問・御意見はございますか。

※1の65万というのは、何の総数と考えればよろしいですか。

○佐藤基本構造統計課長 保険契約の届出のうち建設現場等の契約とかは、そもそも私どもの事業所の概念として対象外にしておりますので、そういうところを除いていくと数として減っていくということでございます。

○廣松部会長 結果として、労働保険情報に基づいて年間14万事業所に対して照会を行っているということでございます。また、商業・法人登記に関しては年1回、15万事業所に対して10万の事業所に照会を行っているということでございます。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 事務局として確認だけさせていただきたいのですけれども、資料5の1ページ目の回答の2で、「総売上高に係るデータについては、現時点では、整備されていない」。①で法第27条の整備事業として照会し、登録している。その中では総売上高も確認しているとありますが、両者の関係をどう読めばいいのでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 まず、データベースに、網羅的に約600万事業所が全国にあるわけでございますが、その基盤となる活動調査のデータは、今後、入れる手はずですということで1ページ目に書いてございます。ですから、まだ基盤がそろってないわけでございます。

プラス、まだ24年の活動調査の後の分の行政記録が入っていないものですから、事後的に更新作業をするわけでございますけれども、今、そのための24年以降の行政記録に基づく照会データをデータベースに収録しつつあるということでございます。基盤がございませんので、今後、更新情報とマッチングしていかないといけないわけですが、そういう観

点から、まだ総売上高については整備されていないという形で答えさせていただきました。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 概念が「整備」と「登録」で違うわけですね。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 そういうことでございます。

○坂井総務省政策統括官国際統計企画官 分かりました。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

この事業所・企業への照会に関しては、後ほど事前調査等の関係のところでもまた議論になるかと思いますが、とりあえず論点のeについて、事業所・企業への照会の数と整備事業の実績に関して説明いただきました。この点に関して、特に異論はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。では、論点eに関しましても、この回答で適当とさせていただきますと思います。

続きまして、論点の「f 事業所母集団データベースの整備事業で把握された情報は、どの程度の期間で事業所母集団データベースに反映されるのか」ということでございます。それに対する回答をお願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 6ページ目のfについて御説明いたします。

結論から言いますと、行政記録を得た段階から半年後という形になっております。その内訳が括弧書きで書いてございます。最初に、行政記録を関係省庁の協力で頂いていますが、母集団データベースの中から新しい記録を抽出して、今の段階では主に平成21年のデータを基盤とする経済センサス基礎調査で照合しておりますけれども、既にデータベースにあるものは照会しないという形で、データベースのないものに対して照会することにしておりますので、その重複がないか等を機械で、それから、やはり行政記録でございますので、住所の入れ方等が私どもの統計調査の段階と行政記録の中で違って、人手によって目視で確認するところも一部あるということございまして、そういう作業に1か月。

それから、民間業者に委託しているわけでございますけれども、実際に照会の票を送付・回収、場合によっては、はがきとか電話による督促の回収に、今のところ3か月ほどの時間をかけている。それが終わりました、回収されたものから順次いろいろなデータ処理を行うわけでございますけれども、回収に最大3か月の時間をかけておりますので、その戻ってきた分をチェック、内容審査、事業の内容に関しましては産業分類格付も必要でございます。そういう過程を経まして、データベースへ登録するのに最大半年のルーチンで行う必要があるという状況でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただいまの回答に関しまして、何か御質問・御意見はございますか。

現時点では、行政記録情報としては使えるのは商業・法人登記、労働保険契約情報の2つですが、今後更に利用可能な行政記録情報が増えれば、少し変わるのかもしれませんが、

現時点では、大体半年後にデータベースに反映されるということになっております。いかがでしょうか。

その意味で、先ほど出ました内容審査等を行って、半年後に反映されたデータベースが年次フレームになると考えればよろしいですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 おっしゃるとおりでございます、基盤情報を行政記録で更新して、1年後の年次フレームを、今後定期的に出していきたいと考えております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

それでは「f 事業所母集団データベースの整備事業で把握された情報は、どの程度の期間で事業所母集団データベースに反映されるのか」については、現状では約半年後ですが、その更新された最新のものが、今後毎年「年次フレーム」という名称で提供されるということでございます。特に御異論がないようでございますので、f に関しても適当と判断させていただきます。

では、続きまして「g 事業所母集団データベースの整備事業と基礎調査との役割分担はどのようになっているか」ということでございます。

それから、h もそれと極めて密接に関連をしていますが、「事業所母集団データベースの整備事業を行うことに加え、基礎調査で重ねて実態を把握する必要性・緊急性は何か」ということでございます。

では、この2つに関して回答をお願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 要点をその1及び2に書かせていただきました。g 及び h に共通しますので、1 及び 2 を共通して聞いていただければ有り難たく思います。

まず、経済センサスー基礎調査の役割につきましては、繰り返しになるところもございますけれども、全ての産業分野を横断的かつ日本全国の事業所・企業を網羅的に調査しまして、各種統計調査実施のための母集団名簿、経済の構造を明らかにするということでございます。その経済センサスの基盤としまして、その後、各種行政記録に基づいていろいろな照会業務を行いまして、母集団情報の更新作業を経常的にやっているということはこれまでも説明したとおりでございます。その中で、事業所・企業について、大きく分ければ新設・廃止をそれぞれ捉えるということでございます。

ということでございますので、経済センサスー基礎調査は母集団の基盤を整備し、行政記録に基づく照会業務を用いたデータベースの更新作業で、それをつなぐような形でやっているということでございます。

2 としまして、行政記録を用いて基盤情報を更新しているわけでございますけれども、5 ページ目に戻っていただきますが、5 ページ目の e の 4 にございますとおり、実は廃業の事業所というのは行政記録では 9 万事業所しか捉えられておりません。これまでの統計調査の結果から申しますと、実は日本の場合は新設より廃業の方が若干多くなっておりま

す。そういう観点からも踏まえますと、廃業についてはかなりの部分を捉え切れていないこととなります。それは定性的な考察になりますけれども、例えば法人企業でございましたら、言葉がなかなか見付かりませんが、事業をやめてもそのままになっているとか、そういうものもあるのかなと想像しているところでございます。よって廃業についてはなかなか捉えられない現状にございます。

あと、個人企業の雇用者なしにつきましては、行政記録の性質を考察しますと商業・法人登記にも当然出てこない。それから、雇用者がなければ雇用保険にも当然出てこないということで、個人企業の雇用者なし事業所につきましては、行政記録からは把握が全く不可能な状態でございます。

あと、法人企業に関しましても、商業・法人登記なり雇用保険がございましてけれども、商業・法人登記については、実態としては本社の事業所に関する情報が主になっております。

支所については、労働保険のデータでとれるのかなと思われるところもあるかもしれませんが、実は支所の改廃については、労働保険の契約のやり方にもよるのでございますけれども、ここでは詳しい説明は省かせていただきますが、支所が新設されたときは出てくるのでございますけれども、行政記録の性質からしまして、その後の改廃についてはなかなか捉えるのが難しい状況にあるということでございまして、行政記録だけでは全てを網羅できないということでございますので、母集団情報の整備という観点からは、定期的に全国を網羅的に調査して、その分の不足を補うような形も必要だと私どもは思っております。

そういう観点からも26年の基礎調査は重要だと思っておりますし、かつ、28年経済センサスー活動調査に向けても母集団情報が当然必要でございますので、繰り返しの要点になりますけれども、母集団情報の整備という観点からは、26年基礎調査の重要性が非常に高い。役割分担の観点からも別々のものでありますし、全体を網羅的に把握するという観点からも重要であると考えております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただいまのg及びhに関する回答に関しまして、御質問・御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

これは事業所あるいは企業関係の統計調査の宿命のようなところがありまして、新設、改廃の部分をどう捉えていくかというのは統計技術上大変難しい問題でございます。特に規模が小さい層に関して、どう把握をするかというのは最も難しい問題と思っております。少なくとも経済センサスは全数調査ということを前提に始めたわけですから、現時点でいろいろ御苦労いただきながら整備事業も含めてやっていただいているわけですが、将来的に規模が小さいところを今後どうしていくかということが、経済センサスの将来像として考慮すべき点で最も重要な課題になると思っております。現時点で事業所母集団データベースの整

備事業と基礎調査との役割分担、データベースの整備事業に加えて基礎調査を行っている必要性・緊急性ということに関しまして、7ページでございます回答でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、論点の①のg及びhに関しても御了解いただいたということにしたいと思えます。

これまで、論点メモでまいりますと「(1) 調査事項の変更」の「ア 総売上高の把握」の論点の①に関しましては、適当という形の判断をいただきました。

ただ、資料5の参考図でございますビジネスレジスターに関して幾つかの御質問がございましたので、次回、この部分をもう少し丁寧に説明をしていただけるような資料等の提出をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 事務局の方にも相談いたしまして、用意させていただきます。

○廣松部会長 よろしくお願いたします。

さて、一応、これで①は終わり、続いて審査メモの方では順番として「② 地方公共団体の負担増への対応」ということになりますが、今、御議論いただいた点と極めて密接に関連しておりますので、皆様の同意が得られますならば、3ページの上から4分の1ぐらいのところがございます、「⑤ 総売上高を層化項目とする必要性」の方をまず先に審議したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。少し技術的な点に関わるかと思えますので、②から④までは後に回させていただきます、「⑤ 総売上高を層化項目とする必要性」ということに関して審議をお願いしたいと思います。

この論点に関しましては、調査実施者の方から、今回、総売上高を把握することに関して、事業者母集団データベースの整備が第一義的な目的ではあるものの、それ以外に、この総売上高をとることによって、標本抽出をするときの層化を行う基準として役に立つというコメントもございましたので、この論点を挙げた次第でございます。

それでは、まず3ページのところですが、「⑤ 総売上高を層化項目とする必要性」のうちの「a 基礎調査で把握した総売上高を層化項目として、標本調査を行うメリットは何か。また、総売上高を層化項目とすることについて、現時点で何らかの具体的な要望があるか」ということでございます。

では、この点に関して回答をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 技術的な部分もありますので、適宜参考資料にも言及しながらやっていきたいと思えます。

まず、総売上高でございますけれども、経済の活動の実態という観点からすれば、金額ベースで計測するのが一番直接的なものだろうと考えております。そういう前提の下に考

えさせていただきますと、いろいろな統計調査がございますけれども、経済活動の実態を捉えるということになれば、総売上高が全国でどうなっているのかとか、地方別にどうなっているのかとか、標本抽出により調査を行う場合は、最終的にはそういう総額を推計することになることが非常に多いかと思われま

す。そういうことを考えた場合に、標本抽出するに当たりましては、従来ですと従業者数等を用いて、それに比例して標本配分するような形が多いのかなと思いますが、売上高を調査する場合においても思いますけれども、従業者数と売上高を最終的に推計する場合には、まず売上高を直接標本抽出の変数として利用することが適当ではないかと思っております。

従業者数につきましては、企業の規模の区分にもよると思いますが、単体の企業で言えば、10万人とか20万人の企業もあるかもしれませんけれども、1,000人の企業というところもあるかと思

います。ある一定規模以上ということであれば、数人のところから数万人のところまでという形でばらつきがあるかと思

います。その中で幾つか区分して標本を抽出するわけがございますけれども、従業者数に比べると、売上高と申しますものは兆円の単位から100万、1,000万の単位までございますので、そういう実態からすると、ばらつきは売上高の方が非常に大きい。

2番目にそういう前提を置きますと、統計数理的にはばらつきに応じて標本を配分する方が、誤差としては非常に小さくなるのが数学的には証明されているところでございます。そういうばらつきに応じて標本を配分するのは、ネイマンという方が契機になっておりまして、ネイマン配分と呼ばれているところでござ

います。これについては、るるは説明いたしませんけれども、お手元の資料の中に席上の配布資料1がござ

います。これは特に非公開資料ではございませんけれども、間に合わなかったもので席上配布資料1に算式等で示させていただいておりますが、 n というのは数、 Σ というのがばらつきの変数でございます。それに比例するような形で配分するのが、理論上は一番いいということでござ

います。それが最初の1段落目でございます。それから、EuroStatでは「ビジネスレジスターに関する勧告マニュアル」というものがあ

って、ヨーロッパの場合は、EUの中で統一的にいろいろなことを行うということで出ておりますけれども、同様のことが書いてござ

ますけれども、標本が少ないこともございますので、より精度を高めるという意味で、総売上高に関して、今後、標本設計をするとどのぐらい効果があるかとか、一時点のデータプラス時系列の違いなども含めて検証したいと思っておりますのでございます。

それから、今日は日銀も来ていらっしゃるけれども、日銀短観においても、当面は24年の活動調査だろうと思っておりますが、総売上高を利用した母集団情報の抽出等についても研究されているという話を伺っておりますので、そういう意味では具体的な要望もある意味であると考えておりますし、資料の1のところでも先ほど審査事務局からのお話にもありましたとおり、今後の統計の基盤整備のための意欲的取組と位置付けていただいておりますので、そういう観点から、今後、私どももいろいろなデータの有用性、データベースの母集団情報として売上高を活用する行政を広く説明していきたいと考えているところでございます。

私の説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

総売上高を層化項目とすることの必要性に関しまして、以上のような回答でございますが、御意見ございませんでしょうか。

従来から、標本調査を行うための層化基準として、従業員とか、かつては資本金というものもあったのですが、会社法の改正によって1円から会社を創れるようなことになってしまって、資本金は余り意味がなくなってしまったところもございます。総売上高を層化基準として、用いることができれば、新たな形の調査も可能になるろうかと思いますが、この点に関して、西郷委員、何かございませんか。

○西郷委員 層化の基準として使うということの意味が、少し引っかかってはおります。もちろん売上高の調査をしたいときに、例えば平成26年の売上高の調査をしたいときに、平成26年の売上高で層別ができれば効果的なのは当たり前のことなのですが、26年の売上高はこれから調査するものなので、そういうことはできないわけですね。

そうすると、使い方としては、例えば平成28年の調査のために平成26年の売上高を使って層別するという話になると思っておりますけれども、その場合には、むしろ平成26年の売上高と28年の売上高との関係が問題になるわけですね。26年に売上高が高いからといって、28年にも同じように売上高が高いかというところとそういうものではない。これを見たときに、そういった安定性を確かめた上でないと、層化の基準として使えるかどうかという判断はなかなかできないのではないのかと思いました。

ただ、材料がいっぱいあれば、どういう層別をするとどういうことが起きそうなのかという試算はできますので、情報が無いよりはあった方がいいというのは間違いのないわけなのですが、本当にそれをそのまま層別の基準に使ってしまって大丈夫かという検証はした上で、使えるのであれば使うという解釈でよろしいですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部基本構造統計課長 先ほども申し上げましたとおり、時系列的な観点も含めて検証する必要があると我々も認識しておりますので、そういう意味で

はデータとして時系列的なデータも必要と思っております。

○廣松部会長 いかがでしょうか。

○西郷委員 層別の項目とするというのは、ここでこうやってうたってしまうと必ずこうしなければいけないと読めるようなものなのですか。それとも、いろいろな試算をした結果、やはりもう別の観点の層別の方が安全だという判断があったとすると、特に売上高は層別の基準としないこともあり得るということですか。

○廣松部会長 私はそういうふうに解釈をしております。総売上高を層化の基準として用いる可能性があるとしても、当然、先ほど西郷委員がおっしゃったような総売上高の安定性とか、いろいろそのほかの問題があるかと思えます。それを十分検討した上で使うということであって、必ず使わなければいけないということにはならないだろうと思えます。

よろしいでしょうか。今の点に関しては席上配布資料として配布していただいています。EuroStatでもそういう試みがあるようですので、それらも参考にさせていただいた上で今後の検討をお願いしたいと思います。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 事務局から1点、公認会計士の野辺地先生にお聞きしたいのですが、総売上高というのはここで理論的に証明はされているのですけれども、基本的にはフロー情報であって、経済変動とか経営者の努力情報とか、企業努力によって左右される。先ほど西郷先生がおっしゃっているような状況も含めてあると思うのですけれども、例えばこれを一般的な層化の項目として使う可能性について、企業会計的にどのように考えればよろしいのでしょうか。

○野辺地専門委員 企業の活動の指標としては非常に重要な項目ですし、層化に使うとすればかなり適切な指標ではあると思えます。ただ、それ以外に、もちろん従業員の数とかいろいろなことの複合というのは考えられると思えます。売上高を使わないで層化する方が、かえって層化にはばらつきというか、不正確さが出てくるのかなという印象を私は持っています。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 分かりました。いずれにしても検証した上でという話と理解します。

○廣松部会長 今、企画官が気になさったのは、例えば去年の売上げが少なかったから今年は頑張ろうというように、経営者もしくは企業が努力したとしたら安定性が危ういのではないかということですか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 そういう趣旨です。

通常、従業者数とか資本金というのは、いわゆる企業のストック的な要素が多いので、会社法の話の影響を受けますけれども、構造的に非常に安定性があるのかなと思えます。ただ、売上高というのはフロー情報ですね。繰り返しになりますが、そこは景気変動とか経営者の資質ですとか、経営努力とかといったところでかなり変わる余地がありますし、内部管理上の話でもいろいろ変わってくるだろうと思えますので、それを客観的な情報が求められる統計調査の層化項目として使うことが、検証を前提とするにしても本当に適切

なのかというところが素朴に疑問に思ったものですから、一応、そこを御確認させていただいたということです。

○野辺地専門委員 景気変動とか努力によって変わるというのはおっしゃるとおりなのですが、それ以上に企業の規模を示す指標としていいのかどうかという点については、業種によって1人当たり売上高というのは大分違うわけですね。卸売業でしたら1人当たりの売上高は非常に大きいし、正味の利益部分だけを提供する、ノウハウを提供するような職種の場合、1人当たりの売上高は非常に小さいわけで、いろいろな企業の経営としては、1人当たりでどれだけ利益を獲得したのかというものが重要な活動の指標になってくるでしょうし、経営効率というものを示すと思うのですが、例えば実際に統計学のテクニカルな点で、1人当たりの営業利益は企業も教えてくれるわけではないでしょうし、なかなか難しいので、それに代わるものとして何がいいのかとなると、次善の策になってしまうのでしょうか、売上高とか従業員数とか、そっちになってくるのかなというところだと思います。

○廣松部会長 よろしいですか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 はい。

○廣松部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの議論を踏まえまして、論点メモでいきますと3ページの「⑤ 総売上高を層化項目とする必要性」のうちのaに関しまして、特に御異論はなかったとしてもよろしいでしょうか。

では、資料5の12ページの回答に基づき、この論点に関しても適当とさせていただきます。

次に、⑤の論点の「b 総売上高を層化項目とする対応を基礎調査で行う緊急性はあるか」ということをございます。では、この点に関して回答をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 層化項目とするというか、層化項目として使えるようにするためのデータベースの整備という観点、今までの議論を総合しますとそういうことだと思いますが、先ほどから御指摘がありましたとおり、当然、この有用性を検証しながら、2に書いてありますとおりやっていくべきものであると我々も認識しております。

3に書いてありますとおり、そういう層化項目として売上高を使えるようにするに当たっては、やはり御指摘がありましたとおり、時系列的な検証も当然必要だということを考えますと、24年プラス26年でデータを比較することによって、層化項目として使えるようにするための基盤整備が早急に図られるのではないかと考えておりますので、今、そういう観点から行う必要があるのではないかと考えているところでございます。

○廣松部会長 ありがとうございました。

ただいまの回答に関しまして、どうぞ。

○野辺地専門委員 先ほど回答させていただいたことと関連してくると思うのですがけれど

も、やはり業種によってかなり売上高の示す意味合いというものが違うので、業種によって層化の仕方をかなり変えていく必要があるのかなと思うのですけれども、そこら辺についてはどんな対応をとられるのでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 我々がどこまでできるかというのがありますけれども、それぞれの売上項目を層化項目として使ってみようということで調査をされる、各省の検証作業も当然あるでしょうし、その中でいろいろな検証、例えば売上高だけがいいのか、従業員がいいのかというものもあるだろうと想像しますし、私どもも一般論として、例えば個人企業経済調査、製造業、商業、対個人のサービス業と、今、御指摘いただいたように、多分、中身として非常に違うものが入っておりますので、そういう知見等も各省に提供しながら参考にさせていただきたいと思っているところでございます。

○廣松部会長 言葉として緊急性というのはどちらかという強い言葉だと思いますが、これは先ほどの a のところでの議論にもございましたとおり、検証を始める緊急性があるというか、必要性があることを意味していると解釈することにして、b に関しまして特に異論はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、⑤の b に関しても、お認めいただいたということにしたいと思います。

その次「c 現在、事業所母集団データベースで把握されている各種データを元に層化した場合と総売上高を元に層化した場合でどの程度の違いがあるのか。(定量的に確認されているのか。)」に関しまして回答をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 説明させていただきます。

c 及び d を共通で回答させていただきますけれども、先ほどの a のところの回答と若干重複するところはお許してください。

先ほど私が申し上げました中、プラス御指摘にもありましたとおり、売上高を最終的に推計するような標本の統計調査におきましては、従業員と総売上高ではばらつき等も違います。それから、売上高を推計する場合には、当然、ばらつきが売上げの方が大きいとなれば、その情報をもとに標本を配分するのが適当であるというのは、数理的に証明されております。

ただ、その定量的な部分というのはケースにより異なっておりますので、これについては試算しておりませんが、単純な例で言いますと、標本配分したネイマン配分等、結局モデルケースは幾らでも作れるわけですが、数分の 1 になる場合とか、そういうものがあるというものも統計数理の本に書いてあったりするところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

確かに c 及び d に関して、現状で定量的に確認されているものはないわけですが、理論

的には、ネイマン配分等を考えれば推計精度が良くなることは保障されているということだと思います。この点は先ほどの繰り返しですが、今後の実証的な検証によることだろうと思いますので、現時点では統計局を中心に検討していただくということに関しては、特に異論は出てこないだろうと思います。c及び「d 総売上高を層化項目とする効果は何か」という点に関しては、特に異論はございませんか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 審査の立場で。

母集団データベースの整備のための総売上高をとられるというのは分かったのですが、検証を目的とした基礎調査で総売上高をとるということは、目的上はどう考えればよろしいのでしょうか。検証のために基礎調査を実施されるという理解ででしょうか。よく分からず頭の整理が難しいので。

○廣松部会長 私の解釈は、総売上高を把握することに関しては先ほどお認めいただいたわけですが、その結果としてここで言う層化基準として使える可能性が出てくる。それを検討するということだと思います。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 分かりました。それは目的でなく、結果としてということと理解すればよろしいわけですね。

○廣松部会長 私はそういうふうに理解をしております。実施部局の方もそれでよろしいでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 おっしゃるとおりでございます。

○廣松部会長 それでは、⑤の最後、「e 諸外国において、総売上高を層化項目として用いている事例はあるか」ということに関して、資料5の15ページに回答を頂いております。その説明をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 まず、1について、EuroStatにしましては、先ほど席上配布資料の2ページ目以降に抜粋をさせていただいているということで御説明しました。簡単に申し上げますと、aの前半のところで書いているものと重複するところがございますけれども、50というところに層化の変数としていろいろな説明がございます。その中で5の48として、経済活動の規模の指標としては、雇用者数、取引額、純資産額などがあるということでございますけれども、5の60として、層化の変数にはいろいろな観点が考えられますが、雇用者の層化は必ずしも適当でない場合があるということでございます。「更に、追加的変数の使用が正確な計算にとって有効であろう」というのは、そのほかの変数ということでございますので、取引額などを踏まえた記述だと我々は認識しているところでございます。

そのデータについては、戻りますけれども、5の49で「毎年更新できることが重要である」という形で書いております。英文については御説明しませんけれども、パラグラフ番号が対応するような形で書かせていただいております。

EuroStatは以上でございます。

あと、カナダにつきましては、私どもがカナダの統計局の政府の職員にお会いすること

がありまして、いろいろヒアリングしたときのお話として、ホームページ等には載ってないのですが、カナダでは当然ビジネスレジスターを行政記録を用いて整備しており、私どもとは行政記録の範囲がかなり異なる、複数の税務データを使って整理していると聞いておりますけれども、そういうものを使ってビジネスレジスターを活用していろいろな調査をやっている。今、年次の60の調査を総称して統一企業調査と呼んでいるそうなのですが、その中で、私どもの言うところの一時点の標本抽出するための基盤、年次フレームと呼んでいますけれども、それを用いて、その中の変数として売上高を用いて層化をやっているということを知っているところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

これは海外での状況いかにということでございますので、説明を伺ったということだと思います。何か御質問はございますか。

EuroStatの「ビジネスレジスター勧告マニュアル」の公表は、2003年3月ですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 補足してよろしいでしょうか。

○廣松部会長 はい。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 私どもは2003年に勉強したものですから、お手元の資料には2003年のデータがあるのですが、実は2010年にも改訂版が出ておりまして、ページ番号が付いていませんけれども、日本語のページのところに2010年の該当するセクションを入れておきましたので、見にくくて恐縮なところがありますけれども、最新版は2010年版が改訂版として出ております。説明が不足して大変申し訳ありません。

○廣松部会長 ほかに御質問はございますか。

eに関しましては御説明を伺ったということで、特に適当かどうか判断することではないだろうと思います。

以上、論点メモで言いますと、⑤のところを御審議いただきました。

本日、調査事項の変更のうち総売上高に関する部分、すなわち「ア 総売上高の把握」の中の「① 事業所母集団データベースの整備との関係」「⑤ 総売上高を層化項目とする必要性」の諸点に関して御審議をいただきました。

①のaからhまで、⑤のaからeまでに関して、それぞれ特に御異論なく適当とお認めいただいたと思います。ただし、先ほど申し上げましたとおり、資料5のビジネスレジスターの参考図に関して、もう少し詳しい説明を加えた資料を提出していただくということと、⑤に関しては、あくまで検討を踏まえた上で使えるかどうかを判断するというところでございました。総売上高に関しては、以上、把握をするということに関して御了解を頂いたと思います。

論点に関しましては、まだまだたくさん残っておりますが、皆様お疲れだろうと思いますので、本日はここまでにさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、次回、調査実施部者である総務省統計局の方からいくつか資料を提出していただくということにしまして、論点の②から④まで、また「イ 従業上の地位」以降に関しましては、次回御審議をいただければと思います。

今日の審議全体を通じまして、何か御発言はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、ここで終わりたいと思いますが、部会長として皆様方に一言お願いがございます。

会議の冒頭に申し上げましたとおり、本部会では論点がたくさんございます。したがって、部会当日の審議を効率的に行うために、今回の審議を踏まえて御確認したい事項や御意見がございましたら、ほとんど期間がなくて恐縮でございますが、4月17日までに事務局まで電子メールなり電話なりで御連絡をいただければと思います。

御指摘の点につきましては、事務局で取りまとめた上で調査実施者と相談した上で、回答を作成し、23日でございますが、次回の部会の資料として提出させていただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

6時までというふうに申し上げましたけれども、早目でございますが、本日の部会はこれで閉じたいと思います。

それでは、次回の部会日程等について事務局から御連絡をお願いいたします。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 それでは、次回の部会でございますが、来週の4月23日火曜日の10時からということで、一時、9時半とお伝えしましたけれども、少々早い時間でしたので10時に変えさせていただきまして、本日と同じ会議室で開催することを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど部会長からお話がありましたとおり、何かしらのお気付きの点、次回の部会において必要とする資料等ございましたら、準備の都合がありますので、期間が短いのですが、17日水曜日までにメール等の方法によりまして、私ども事務局の方まで御連絡をよろしくお願いいたします。

最後に、本日の配布資料でございますが、次回以降の部会におきましても審議資料として利用いたしますので、お忘れなきようお持ちお帰りの上、またお持ちいただきたいと思っております。委員と専門委員の皆様方につきましては、お荷物になるようでしたら、席上に置いておいていただければ私どもの方で保管の上、次回また準備させていただきます。

以上でございます。

○廣松部会長 それでは、長時間どうもありがとうございました。本日の部会は、これで終了いたします。